

大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）を設置する学校法人（専修学校又は各種学校を設置する場合にあっては、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下同じ。）の設立に係る寄附行為の認可を行う場合は、関係法令及び別に定める各学校の設置認可に関する審査基準によるほか、この基準及び手続により審査する。

1 名称

学校法人に付する名称は、当該学校法人の目的に照らし、学校法人の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の学校法人の名称と紛らわしくないものであること。

2 主たる事務所

学校法人の主たる事務所は、大阪府内であること。

3 資産

(1) 学校等の施設及び設備又はこれらに要する資金を有すること。

(2) 既設の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の設置者を学校法人に変更することを目的とした学校法人の設立（以下「既設幼稚園等の学校法人化」という。）については、負債がないこと。ただし、次の条件を満たす場合に限り、負債の引受を認めるものとし、この負債については、園地、園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

ア 旧設置者の負債のうち、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の施設、設備の充実のために要したことが明確であること。

イ 適正な返済計画があり、当事者間で合意されていること。

ウ 設置者の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、設置者の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。

(3) 既設専修学校の設置者を学校法人に変更することを目的とした学校法人の設立（以下「専修学校の学校法人化」という。）については、基本財産は借用でないこと。ただし、借用地が長期にわたり安定して使用できることが確実であると認められ、かつ、借用部分が旧設置者当時から借用地であって、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められる場合にあってはこの限りでない。

4 役員等

(1) 役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置いていること。既設幼稚園の設置者が宗教法人である場合には、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができるものとする。

(2) 規程の整備を含め、学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

5 収益を目的とする事業を行う場合

「私立学校法第26条第2項の規定に基き、学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」（平成28年大阪府教育長告示第1号）に適合していること。

6 資格

学校法人の寄附行為の認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの

7 申請手続及び標準処理期間

(1) 計画書の提出

既設幼稚園等の学校法人化及び専修学校の学校法人化の認可を受けようとする者は、計画書を学校法人の設立年度の前年度の4月30日までに教育庁私学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

学校法人の寄附行為の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、当該学校等の開設年度の前々年度の11月30日（既設幼稚園等の学校法人化及び専修学校の学校法人化にあつては設立年度の前年度の6月30日）までに教育長に申請すること。

ただし、専修学校又は各種学校のみを設置を目的として寄附行為の認可を受けようとする者については、申請書に別に定める書類を添えて、当該学校の開設年度の前々年度の2月末日（校舎の建設を伴わない場合にあつては、開設年度の前年度の6月30日）までに教育長に申請すること。

(3) 審査期間

教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申を経た後、原則として開設年度又は設立年度の前年度の9月30日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

附則

- 1 この基準は、平成28年6月10日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校等の寄附行為の認可の審査から適用する。

附則

- 1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、6の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校法人の寄附行為の認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている学校法人の寄附行為の認可の審査については、なお従前の例による。